

令和5年度【学校いじめ防止基本方針】

日野市立南平小学校

1 いじめ防止に向けての基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

(2) 基本方針

- ① いじめはどの子にも起こりうることを基本的な考えとして、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止及び早期発見・早期対応に取り組む姿勢を全教職員で共有し、いじめのない学校づくりをする。
- ② 言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させて資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指す。
- ③ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽することのないようにする。
- ④ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取組の内容や成果について意見を聴取し、効果の検証と取組の改善を図る。

2 「未然防止」のための取組の推進

- (1) 分かる授業、できる授業を行い、教育活動全体を通して、自己肯定感、自己有用感を育成する。
- (2) 児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。
- (3) 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- (4) 教員の教育相談研修の充実を図り、児童理解を深める。
- (5) 日常的に教職員間の情報交換を密にするため、生活指導夕会等を活用する等、「すべての教職員がすべての児童を見守る」意識を高め、未然防止を徹底する。

3 「未然防止」のための取組

《教職員の指導力の向上と組織的な対応》

「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通して、子供たち一人一人に徹底する。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、幼保・小・中連携を図り、継続的な指導と個に応じた支援の充実を図る。また、教職員の人権感覚の高揚を図る。

・人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また子供たちが人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ・「心」をテーマにした校長・副校長講話の実施
- ・「いじめ総合対策」（上・下巻）等の活用
- ・ふれあい月間期間の取組

・心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域が一体となった心の教育を、道徳の授業を中心に推進する。

道徳の授業においては、子供たちの実態に合わせ、心情をゆさぶる教材や資料を工夫して、人としての「気高さ」「優しさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みることができるようにする。

- ・日常的な学校生活における人と人との関わり合いの充実
- ・「道徳」年間35時間の授業改善
- ・異学年交流、たてわり活動の推進

・情報モラル教育の充実

- ・各学年の情報教育において情報モラルの指導、セーフティ教室（高学年）を通しての指導
- ・全校集会での講話、保護者への啓発（インターネットの活用と危険性・依存性について）

☆学級活動等で、SNS東京ノート等を活用しながら、インターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をする。

☆名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合には、プロバイダに削除を求めるよう保護者に助言する。

☆情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。

☆フィルタリング等、保護者への啓発活動を行う。

☆職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

・SOSの出し方に関する教育の充実（6年生）1時間

若年世代の死因第1位が自殺である社会背景をふまえ、児童が悩みやストレスを抱えたときに、周りの大人に安心して助けを求めることができるよう、SOSの出し方に関する教育を充実する。

- ・都教委配布のDVD教材の活用
- ・学級活動の時間の活用

4 「早期発見」のための取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が組織的に連携して、児童の小さな変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で進行されることが多い。そのため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から組織的に対応し、いじめの芽をつむことができるよう、早期発見の取組を推進する。

・児童の日常的な観察と組織的な対応

学級内での何気ない児童との関わりの中で、児童の様子に常に目を配る。その中で、何か児童に変化が見られたら、すぐに学年教員、管理職、生活指導部に相談し、組織的に情報の共有化を図る。

・保護者との連携

個人面談、保護者会の時間を設定し、保護者からの情報収集および情報共有を図る。また必要に応じて、臨時面談を実施するなど、いじめの情報を的確につかみ、早期発見・解決に努める。

・相談窓口の周知

学校には担任や管理職の他、スクールカウンセラーや養護教諭等による相談窓口もあることを、学校便り等で保護者・地域に周知する。

・スクールカウンセラーの活用

児童理解や発達支援に関わる問題は、教育相談組織を仲立ちにしてスクールカウンセラーと連携を取り、心理的なアプローチから早期発見・解決を図る。

・定期的なアンケートの実施

いじめに関するアンケートを学期ごとに実施する。アンケートの際は、なるべく直接的な表現を避け、児童が回答しやすいよう、アンケートのタイトルや内容を配慮する。

・外部組織との連携

・いじめの程度が重度のものや、虐待など家庭環境に関わる問題は、※外部組織と連携を取り、情報交換を図るとともに解決策を得る。

※主な外部組織・・・日野市教育委員会、子ども家庭支援センター、発達教育支援センター（エール）、児童相談所、日野警察署、民生児童委員、（本校PTA役員、学校評議員）等

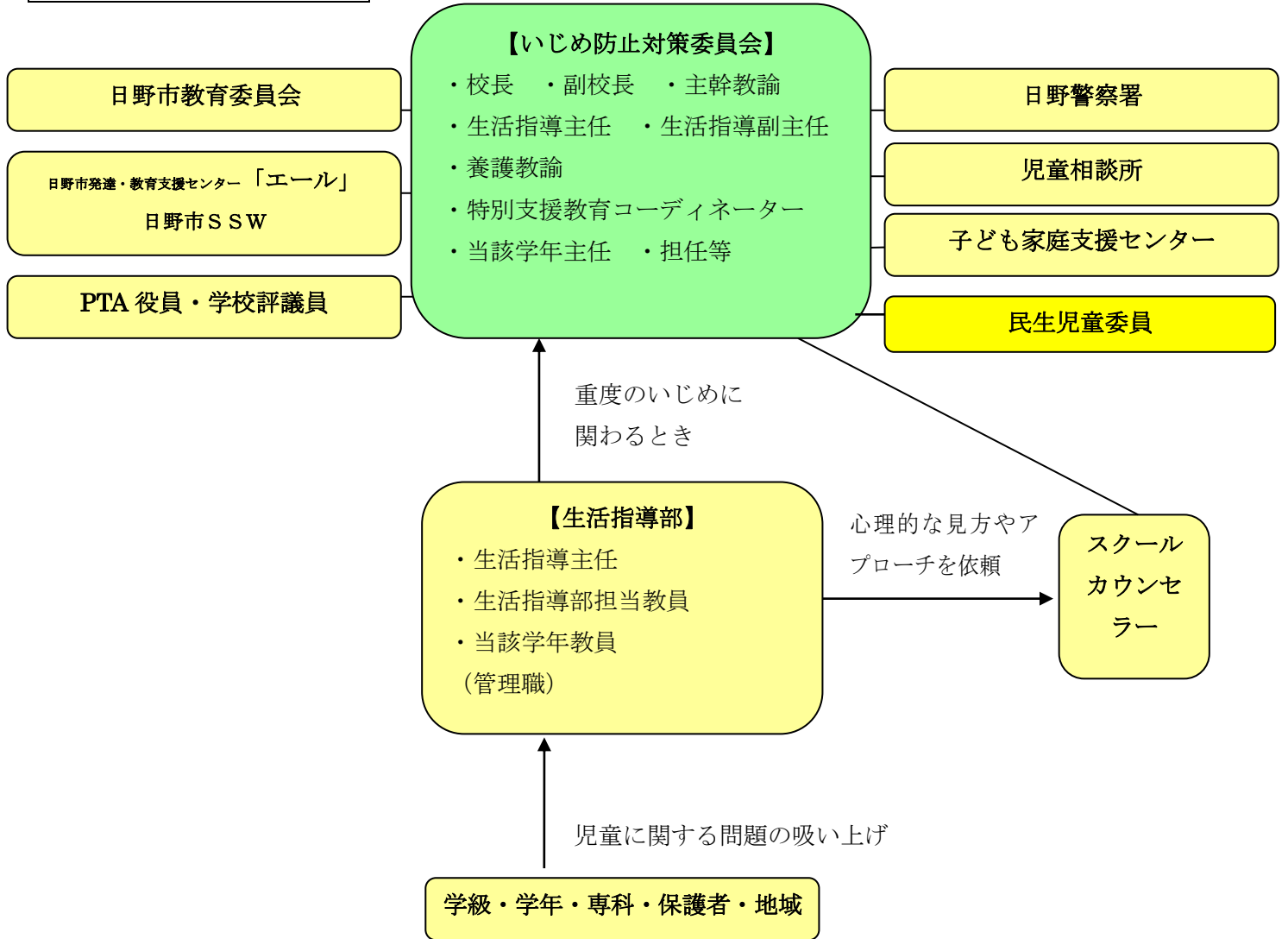
・体験的な活動・コミュニケーション活動の充実

子供たちが自分と向き合い、社会（人、もの、こと、自然 等）との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

・児童活動等による主体的な取組

・特別活動部と連携しながら、いじめが起こりにくい雰囲気を作るための、児童主体の取組を展開する。
（例：あいさつ運動 等）

5 学校いじめ防止対策委員会



役 職	いじめ防止対策委員会の役割分担
校 長	全体指揮、対応方針決定
副校長	いじめ対策委員会の運営、諸機関との連絡調整
主 幹	いじめ防止対策委員会の運営補助、諸機関との連絡調整補助
生活指導主任	関係児童の指導、いじめ防止の取り組み策提案
養護教諭	情報の収集、関係児童の肉体的・精神的ケア
特別支援コーディネーター	スクールカウンセラーとの連携
当該学年教員	情報の収集、関係児童の指導、家庭訪問、保護者連絡

外部相談機関や電話相談の情報

		MEMO
日野市役所 日野市教育委員会学校課	042-585-1111(代表)	
子ども家庭支援センター	042-599-6670	(高幡不動駅前・本部)
日野市発達・教育支援センター「エール」	042-589-8877(代表) 042-514-8028	就学相談、入級転学相談、教育相談の連絡先 子どものこころ電話相談
日野警察署 (生活安全課少年係)	042-586-0110	

【いじめ防止等に関する年間計画】

学期	月	行事	未然防止 の取組	早期発見 の取組	諸機関 との連携
一 学 期	4	入学式・始業式 一年生を迎える会 家庭訪問 全国学力調査（6年）	○「いじめ防止基本方針につ いて」全教職員共通理解 ○道徳や学級活動の時間等を 活用し、いじめが起きにく い学級風土の育成（通年）	スクールカウンセラーによ る5年生全員面接	保護者会 育成会 家庭訪問
	5	消防写生会（2年） 校外学習（2年） 八ヶ岳移動教室（5年） 体力テスト 都学力調査（5・6年）	児童主体の取組 （標語運動）		育成会
	6	学校公開 日光移動教室（6年） 引渡し訓練 都学力調査（4年） 校外学習（3年）	セーフティ教室	いじめアンケート調査 聞き取り調査	育成会 学校運営連絡協議会 小中連携協議会
	7	終業式	SOSの出し方指導 学校いじめ対策委員会		保護者会 育成会
二 学 期	8	始業式			
	9		児童主体の取組 （あつたか言葉運動・標語活動）		育成会
	10	運動会			個人面談 育成会
	11	連合音楽会（6年） 生活科校外学習（1年） 校外学習（4年） 学校公開 道徳授業地区公開講座		いじめアンケート調査 聞き取り調査	育成会
	12	校外学習（5年） 終業式	学校いじめ対策委員会		保護者会 育成会 学校運営連絡協議会
三 学 期	1	始業式 学校評価 展覧会	児童主体の取組 （「お助け tweet」の活動）		育成会
	2	校外学習（4年）（6年）		いじめアンケート調査 聞き取り調査	育成会 学校運営連絡協議会
	3	6年生を送る会 修了式・卒業式	学校いじめ対策委員会		保護者会 育成会